

学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル「学校の新しい生活様式」(2022. 4. 1 Ver. 8)を踏まえた本校の感染防止対策ガイドライン

2022/7/27 横手清陵学院中学校・高等学校

「県の感染警戒レベル」及び「『新しい生活様式』を踏まえた学校の行動基準」を踏まえながら、標記マニュアル及び令和4年7月22日付け教保667の通知等に従って、本校の感染防止対策ガイドラインを設定する。なお、本ガイドラインは生徒の安全確保と学びの保障の両面について、現時点で最大限配慮した内容であり、新たな国や県の指針が示された場合、随時見直しを図るものとする。★現在のレベル

県の感染警戒レベル

	県内の状況等・病床使用率	県民への注意喚起の時期や内容
レベル4 (避けたいレベル)	一般医療を大きく制限しても、コロナの医療対応ができない状況	
レベル3 (対策を強化すべきレベル)	一般医療を相当程度制限しなければ、コロナへの医療対応ができない状況 ・病床使用率50%超 ・重症病床使用率50%超	・一般医療への影響が深刻化するおそれがある場合、「感染拡大警報」を発令（状況によってはレベル2での発令もあり得る） ・緊急事態宣言やまん延防止等重点措置を検討
★レベル2 (警戒を強化すべきレベル)	新規陽性者数は増加傾向にあるが、病床数の増加で医療が必要な人への対応ができていない状況 ・病床使用率20%超 ・重症者数3人以上	・人流が増加する時期の場合、基本的な感染防止策徹底のお願い ・特徴的なクラスター発生や局地的な感染拡大の場合、要因分析を踏まえた注意喚起を実施 ・一般医療へ影響するおそれがある場合、「感染拡大注意報」を発令
レベル1 (維持すべきレベル)	安定的に一般医療が確保され、コロナ対応の医療も可能な状況	基本的な感染防止策の徹底
レベル0	新規陽性者数ゼロを維持できている状況	基本的な感染防止策の徹底

「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準

地域の感染レベル	身体的距離の確保	感染リスクの高い教科活動	部活動 (自由意思の活動)
レベル3	できるだけ2m程度 (最低1m)	行わない	個人や少人数での感染リスクの低い活動で短時間での活動に限定
★レベル2	1mを目安に学級内で最大限の間隔をとること	収束局面 ↓ 感染リスクの低い活動から徐々に実施 拡大局面 ↑ 感染リスクの高い活動を停止	感染リスクの低い活動から徐々に実施し、教師等が活動状況の確認を徹底
レベル1	1mを目安に学級内で最大限の間隔をとること	適切な感染対策を行った上で実施	十分な感染対策を行った上で実施

1 生徒への指導

1) 啓発活動

- ・保健や理科の授業、SHRやLHR、集会等を利用し、各クラス、学年単位で新型コロナウイルスや感染症対策、感染予防ガイドライン等に関する指導を随時行う。
- ・ウィルス感染状況や感染対策の知識等を掲載した「保健（ほけん）だより」を定期的に発行する。

2) 登校前の確認

- ・清潔なハンカチ・ティッシュ、マスクを常時携行する。
- ・毎朝、必ず検温してから登校する。なお、熱がある場合は無理に登校せず、熱が下がるまで自宅で待機する。（「出席停止」扱いとする。）

3) 学校生活全般についての指導

① 感染防止

- ・マスクは感染予防のほか、授業中や休み時間でも着用する。ただし、登下校、昼食や給食、体育の時間、運動部活動はその限りでない。また、気温が高く、熱中症の危険性が高いと判断される日も、マスクを着用しないこととするが、その場合はこまめに水分補給をするなど熱中症対策に気を配るとともに、マスク着用時よりも会話の距離を離し、手洗い、うがいを徹底するなど、新型コロナウイルス感染防止に念入りな対応を心がける。
- ・手洗い、うがい、咳エチケット、消毒を常に心がける。
- ・使用済みのマスクや鼻をかんだティッシュは分別用の袋に入れる。
- ・昼食時はマスクができないため、席を向かい合わせにしない。
- ・トイレの便座を利用する場合は、トイレットペーパーに消毒液を染み込ませ、便座をふいてから座るようにする。
- ・各自で持ち物の管理を徹底し、むやみに他人の物を触ったり、貸し借りをしたりしない。

② 3密回避

- ・他者との直接接触や顔を近づけての会話、大声での会話をしない。
- ・昇降口で密集を避けるため、人が多いようであれば無理に割り込まない。
- ・休み時間は教室の窓を開け、必ず換気する。
- ・休み時間のトイレや手洗い場の密集を避けるため、人の多い場所には無理に割り込もうとせず、間隔を空けて並んで利用する。

③ マナー・モラル

- ・登下校時に公共交通機関を利用する場合は、車内が高温の場合を除きマスクを着用する。また、密集や大声での会話を避け咳エチケットに心がけるなど、他者に最大限の配慮をする。
- ・ウィルス感染のデマ情報に惑わされたり、SNSに誹謗中傷の書き込みをしたりしない。

◇マスクの着用について

	人との距離（2 m）が確保できる		人との距離が確保できない	
	屋 内	屋 外	屋 内	屋 外
会話を行う	着用推奨 ※	必要なし 事例①	着用推奨 ※	着用推奨 ※
会話をほとんど行わない	必要なし	必要なし	着用推奨 事例③	必要なし 事例②

事例① ランニングなど離れて行う運動

事例② 徒歩での通学など、屋外で人とすれ違うような場合

事例③ 通学の電車の中

※熱中症の危険性が高い場合は着用しない。可能な範囲で感染対策をとる。

2 授業を行う上でのルール

1) 授業全般について

- ・生徒の学びの保障を最大限配慮した上で、可能な限り3密を避けるよう工夫する。
- ・授業を実施する場所の換気は常時行う。それができない場合でも1時間に1～2回程度は行う。また、教室にロスナイがある場合は、常時、熱交換換気を行う。
- ・グループ活動や共通の器具を使った活動、合唱や運動などの活動を行った際は、終了後の手洗い、うがいを徹底する。
- ・生徒が共用する器具等は、消毒を徹底する。

2) 教室での通常授業

- ・できるだけ座席の間隔をとる。
- ・ペアワークやグループ活動は、廊下や共通教室を利用することも視野に入れ、相手との距離や声の大きさ、時間などに留意した上で、可能な限り実施する。
- ・教師が机間指導をする際は、生徒に近づきすぎたり接触したりしないよう注意する。

3) 理科や工業における実験・実習

- ・個人で作業ができるよう工夫し、グループ活動を行う場合は、各グループの人数を6名以下にするなど対策をとる。また、換気を実施する。

4) 音楽における合唱や楽器演奏

- ・合唱は、体育館や清陵ホールなどの広い場所で行うことも視野に入れ、音楽室で実施する場合は、換気に努め、生徒間の前後、左右の距離を十分にとり、人数が多い場合は2班に分けて実施するなど工夫する。
- ・リコーダーは当面使用しない。使用する場合は、他の生徒と絶対に貸し借りさせない。また、演奏する場合は、できるだけ人のいない方向に吹くような工夫をする。

5) 美術における創作活動

- ・創作活動は、換気、身体的距離の確保や手洗いなどの感染症対策を行った上で実施する。できるだけ個人の教材教具を使用し、生徒同士の貸し借りはしない。

6) 家庭における調理実習

- ・自分で調理したものを自分だけで食べる実習は、3密を避ける工夫をした上で実施できるものとする。グループで行う調理実習も、換気、身体的距離の確保や手洗いなどの感染症対策を行った上で実施する。

7) 体育における運動

- ・運動不足の児童生徒もいると考えられるため、授業開始時には準備運動を十分に行うとともに、生徒のけが防止に留意する。
- ・マスクの着用は基本的に必要ない。2ページ1の3)を参照。
- ・水泳の授業は、身を守る運動能力を育成する観点から重要と捉え、更衣室等の3密を回避するよう工夫して実施する。
- ・運動する上で接触することがやむを得ない場合は、授業後の着替えはもちろん、清潔なタオルで汗を拭き、顔や手足を洗い、うがいするなど徹底させる。また、運動着はこまめに持ち帰り洗濯させる。
- ・適宜休憩して水分を補給させるなど、熱中症の対策を十分に行う。

3 中学校の給食指導・高校の食事に関するルール

給食

- ・給食前後の手洗いを徹底する。特に、配食を担当する給食当番は、作業前に念入りな手洗いをする。
- ・配食の前に配膳台及び机上を清拭する。
- ・配食は、給食当番などに限定し、清潔なエプロン、マスク、帽子を着用させる。また、学級担任等は、国の定める学校給食衛生管理基準に基づき、給食当番の健康状況、身支度、手洗いの確認を行い、「給食当番点検票」に記録する。

中高共通

- ・食事の際はマスクができないため、席を向かい合わせにせず、全員が前を向いて静かに食べる（黙食する）ようにする。また、机上にハンカチ等を置き、いつでも使用できるようにするなど、咳エチケットを徹底する。
- ・生徒同士での昼食をとる場合は、飛沫を飛ばさないような席の配置や、距離がとれなければ会話を控えるなどの対応を行う。
- ・食後、歓談する際には、必ずマスクを着用する。
- ・学校で歯磨きや洗口を行う場合は、生徒等がお互いに距離を確保し、間隔を空けて換気のよい環境で行うよう指導する。

4 集会を行う上でのルール

- ・中学校単位、高校学年単位までの集会は原則実施する。それ以上の規模の式や集会については、実施形態、実施時間、感染対策を踏まえて実施を検討する。
- ・集会は、できるだけ面積の広い体育館を利用し、清陵ホールを利用する場合は窓を開放し、座席を一席ずつ空けるなどして3密をつくらないよう工夫する。

5 部活動に関するルール

- ・次のような感染症対策を行った上で、通常の活動を行う。ただし、競技の特性があることを踏まえ、教育委員会や協会、連盟等から特別な指示がある場合は、それに従う。

- ・部活動時間を、中学校は 18:30 まで、高校は 19:00 まで終了する。
- ・競技によって接触することがやむを得ない場合は、それを禁じないが、練習の前後や合間、ミーティング等では、できるだけ3密を避けるようにする。
- ・練習後には汗ふき、手洗い、うがい等を徹底する。また、練習後は練習着やタオル等を毎日持ち帰り、洗濯するように指導する。
- ・中学校は 19:00 まで、高校は 19:30 まで下校する。

【運動部活動】

- 1 練習試合等の他校との交流について
実施については、その必要性や感染防止対策、交流する学校等の地域の感染状況等を踏まえ、必要最小限の日程及び人数で計画し、保護者の同意を得た上で、校長の責任の下、判断すること。
- 2 大会参加について
参加については、保護者の同意を得た上で、校長の責任の下、慎重に判断すること。特に、事前に予定・計画していなかった大会への参加については、より慎重に判断すること。
- 3 宿泊を伴う活動について
宿泊については、日程や移動距離、生徒の健康面への配慮等、その必要性を踏まえ慎重に判断すること。
やむを得ず宿泊をする場合は、特に感染防止対策を徹底する必要があることから、校長は、事前に参加計画等によりその内容を確認し、必要に応じて指導・助言すること。
- 4 その他
上記の活動において、県外との往来や県外チームとの交流を行った場合は、帰県後（交流後）十分な健康観察期間等（8に準ずる）を設けるとともに、必要に応じて抗原検査やPCR検査を行うなど、適切な対応をすること。

【文化部活動】

- 1 運動部活動における留意事項に準ずること。
- 2 活動場所を分散し、一部屋の人数を減らすなど、実施方法を工夫し、互いに接近したミーティング等は避けること。
大会への参加については、保護者の同意を得た上で、校長の責任の下、判断すること。
- 3 吹奏楽部などは、パートごとに時間差を設けての練習や、向かい合って練習しないなど、練習方法を工夫すること。
- 4 他校との合同練習、コンクール等への参加については、運動部活動と同様の取扱いとする。

※ 県内外とも、地域の感染状況によっては、校長の判断により、活動を一時的に停止するなど柔軟な対応をする。

練習等において、審判や講師を依頼したり、保護者や関係者が試合観戦したりする場合も、十分な感染対策を講じること。

6 各種行事の実施について

- ・生徒の主体性や人間力を育む重要な教育活動であることを踏まえ、可能な限り実施する方向で検討する。
- ・保護者の参加については、今後の状況を見ながらその都度判断する。参加させられない場合は、写真や動画を撮影して保護者が閲覧できるよう配慮する。

7 図書館の利用について

- ・3密を避けるよう指導しながら、可能な限り利用させる。
- ・図書館利用前後には手洗いまたは手指消毒をするというルールを徹底し、また、図書館内での密集を生じさせない配慮をした上で、貸し出し機能は維持する。

8 校外での活動について

- ・活動先の状況を十分把握し、安全を確認する。

- ① 活動先の感染状況や本人の健康状況を事前に十分確認すること。
- ② 感染防止の対策を徹底すること。
- ③ 県外に生徒本人が出向く場合、帰県した日を0日目として7日目まで健康観察記録表を記入し、7日目に学級担任に提出する。原則として、宿泊を伴わない場合は自宅待機を要しない。異常があれば直ちに報告すること。宿泊を伴う場合は、1日目（帰県した翌日）を自宅待機（平日の場合は出席停止扱い）とする。2日目にPCR検査等を行い、その結果が陰性であった場合は登校可能とする。なお、旅行先の状況や行動歴等に感染の不安がある場合は、適宜相談して対応する。また、全国大会等に出場する部員、学校行事（修学旅行等）に参加する生徒、就職試験並びに大学等を受験する生徒は、県のPCR支援事業の対象となるので積極的に活用すること。PCR等無料検査も活用すること。家族の県外への往来や親族等の来県については、感染防止対策を徹底していただき、自宅待機はお願いしない。不安がある場合は、無理して登校せず学校に相談すること。「出席停止」を検討する。
- ④ 職員も③に準ずる。
- ⑤ 上記①から③に関しては、保護者・生徒の理解、協力を得た上で実施する。

9 生徒、職員の体調管理と感染が疑われる症状が現れた場合の対応について

1) 生徒の体調管理

① 登校前

- ・毎朝、自宅で検温し、本人および家族の健康状況を欠席等連絡フォームに送信した上で登校する。
- ・家庭で、生徒本人や同居家族に発熱、のどの痛みや咳などの呼吸器症状、強いだるさ（倦怠感）、においや味がわからないなどの嗅覚・味覚異常等がある場合は無理に登校しない。「出席停止」扱いとする。

② 登校後

- ・朝のSHRで生徒をしっかりと観察し、気になる生徒には必ず声をかける。
- ・不安を抱える生徒には面談はもちろん、カウンセラー等と緊密に連絡を取り合いながら組織的に対応する。
- ・登校後に、発熱、のどの痛みや咳などの呼吸器症状、強いだるさ（倦怠感）、においや味がわからないなどの嗅覚・味覚異常等の症状を訴えた生徒は、保護者に連絡して帰宅する。すぐに帰宅できない場合は、保健室以外に定めた別室で待機する。

③ 相談・受診

- ・発熱等の症状がある場合や感染症に対して不安を感じている場合は、かかりつけ医に受診前に電話で相談する。それができない場合は、「あきた新型コロナ受診相談センター（コールセンター）」に電話連絡し指示をあおぐ。
- ・電話相談の時点で、学校にも連絡を入れる。医療機関や保健所で検査を受けることになったときも、診断、指示が出されたときも学校に連絡を入れる。

2) 職員の体調管理

- ・生徒と同様に毎朝検温と健康確認をし、本人及び同居家族に発熱、のどの痛みや咳などの呼吸器症状、強いだるさ（倦怠感）、においや味がわからないなどの嗅覚・味覚異常等がある場合は無理に出勤せず、自宅待機する。この場合のサービスの扱いは、「職務免除」とする。
- ・出勤後に同様の症状が現れた場合は、直ちに帰宅し、自宅待機する。

3) 生徒や本校職員及びその同居家族が陽性または濃厚接触（自宅待機対象）等となった場合

① 生徒、本校職員が陽性になった場合

- ・学校に連絡をする。（いつ、どんな症状で、どこで受診または検査（検査の種類）し、いつどんな結果が出たか。陽性の場合は、療養期間、家族が濃厚接触と判断されたかどうか など）
- ・同居家族に園児・児童・生徒、学校関係者がいる場合は、登校・出勤前に当該校に連絡を入れ、登校・出勤の可否を確認する。
- ・保健所が本人に聞き取りをした後、本校関係者に検査や待機の要請があった場合はそれに従って、また、保健所の聞き取り、指示がない場合は学校医等と相談の上、校長が感染拡大防止対策を講ずる。

② 生徒、本校職員が濃厚接触（自宅待機対象）となった場合

- ・学校に連絡する。学校にいるときは、速やかに別室に移動して待機してもらい、家族の迎えを待つ。
- ・検査結果が出たら学校に連絡する。
- ・検査の結果に関わらず 5日間（2、3日目の検査結果によっては2日間）の自宅待機（生徒「出席停止」、職員「職務免除」）とする。

③ 生徒、本校職員が接触者（検査対象、濃厚接触者と接触した場合など）となった場合

- ・学校に連絡する。学校にいるときは、速やかに別室に移動して待機してもらい、家族の迎えを待つ。
- ・検査結果が出たら学校に連絡する。
- ・検査結果が出るまでは自宅待機とし、陰性と判明すれば行動の制限はない。

④ 同居家族が陽性となった場合

- ・②または③に該当する。

⑤ 同居家族が濃厚接触（自宅待機対象）または接触者となった場合

- ・学校に連絡する。
- ・その家族の検査結果が出るまでは自宅待機とし、陰性と判明すれば行動の制限はない。
- ・学校にいるときは、速やかに別室に移動して待機してもらい、家族が陰性と判明すれば、学校の活動に戻る。検査の結果が出るまでに時間がかかる場合は、帰宅して待機してもらう。
- ・しかし、オミクロン株が主流である間は、その感染力と潜伏期間の特性により、数日後に陽性に転ずる例が少なくない。保健所、学校医等の指導を参考にし、家庭と学校が相談して慎重な対応（数日の自宅待機）をお願いする場合がある。

⑥ 校内で感染拡大、または、拡大の可能性がある場合

- ・④と⑤の「同居家族」を「接触のあった学校関係者」と読みかえる。

10 生徒の自宅待機の扱いについて

- ・これまで示したように、生徒が感染、濃厚接触（自宅待機対象）、発熱や風邪症状、感染拡大地域での活動等の状況により登校できない場合は、すべて「出席停止」扱いとする。

- ・保護者から「感染が不安で休ませたい」と相談があった場合は、話をよく聞き、学校の感染予防対策を十分説明した上で、それでも休ませたい意向であれば「出席停止」扱いとする。
- ・風邪症状以外の病気や精神的な体調不良など、はじめから新型コロナウイルス感染症によるものでない症状だと判断される場合は、「病気欠席」扱いとする。

11 保護者との連携

- ・本ガイドラインの内容について、通知や一斉メール、ホームページ等を通して、保護者に分かりやすく伝える。
- ・次の内容について、保護者に協力をお願いする。

- ・生徒に毎朝検温させるとともに、風邪症状がある場合は学校に連絡すること
- ・マスク、ハンカチ、ティッシュを生徒に毎日携行させること
- ・家族に感染者や濃厚接触者（自宅待機対象者）が出た場合は速やかに学校へ連絡すること
- ・登校後に、生徒に風邪症状があらわれた場合、保護者に連絡して帰宅させること
- ・家庭でも生徒の帰宅時の手洗い、うがいを徹底させ、外出する際は人混みを避けるなどの注意を喚起すること
- ・一斉メールに登録すること
- ・臨時休業期間中にスマートフォン等の利用時間が増えていることが予想されるため、時間を決めて利用させること

12 来校者への対応

来校者を3つのカテゴリに分類し、当面の間、次のように対応する

- A 本校の職員、生徒**
 - ・学校のすべての施設で活動できる。
- B 保護者、給食・食堂の調理員、アルバム写真業者、県内の教材業者、県内の同窓会役員、学校評議員、指導主事や管理主事などの教育委員会職員、講演会講師、その他の学校関係者**
 - ・原則的に、立ち入ることのできる範囲を管理棟までとするが、生徒の出入りが多い職員室への入室はできるだけ避け、やむを得ず入室する必要がある場合は短時間で用件を済ませるよう願う。
 - ・学校評議員会や授業参観、アルバム写真撮影など、必要に応じて感染防止対策を講じた上で教室棟に立ち入ることを許可する場合もある。
 - ・来校の際は、事務室の受付で検温し、記録するとともにマスクの着用を促す。体温が37.5℃以上ある場合は入校をお断りする。
- C 求人企業、生徒募集に訪れる大学や専門学校、教育関係企業の職員、卒業生など、学校関係者以外の一般来校者**
 - ・Bに準ずる。
- D 練習試合や学校行事等で訪れた他校生徒及びその保護者、教員等**
 - ・来校前に検温し、平熱であることを確認してから入校するとともにマスクを持ってくるよう事前に連絡する。体温が37.5℃以上ある方やマスクを持っていない方は入校をお断りする。
 - ・入校できる施設やルートを限定し、それ以外の場所に立ち入らないよう注意を促す。

13 臨時休業の再開に備えて

いつ臨時休業が再開しても生徒の学びを最大限保障できるよう、次の内容について全職員で準備しておく。

- ・生徒が一人でも学ぶことができるよう、「学び方」「主体性」を各教科を通して育成
- ・数ヶ月先まで見通した教材等の準備
- ・民間のオンライン学習支援サービスやテレビ会議システム等を利用したオンライン学習の方法に関する研究・研修及びICT機器の導入に関する予算措置の検討